

平成18年第17回教育委員会記録

平成18年12月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年12月13日(水) 午後2時02分～午後3時09分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎

庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之

学校運営課長 井口 順司 学務課長 渡辺 幸一

指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫

済美教育一根本 信司 済美教育一植田 敏郎
所 長 副 所 長

中央図書館長 原 隆寿 中央図書館次長 齋木 雅之

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第58号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

議案第59号 杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則

議案第60号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第61号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第62号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 地域運営学校の内定について
- (2) 平成19年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (3) 杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会「中間のまとめ」について
- (4) 杉並区体育施設の定例休場日の廃止について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) (仮称) 高円寺図書サービスコーナーの開設について
- (7) エコスクール化検討懇談会の設置について

目 次

会議録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第58号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	4
議案第59号 杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則	6
議案第60号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第61号 杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第62号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	9

報告事項

(1) 地域運営学校の内定について	9
(2) 平成19年度学校給食調理業務委託新規実施校について	11
(3) 杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会「中間のまとめ」について	12
(4) 杉並区体育施設の定例休場日の廃止について	14
(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	14
(6) (仮称) 高円寺図書サービスコーナーの開設について	15
(7) エコスクール化検討懇談会の設置について	16

委員長 定刻になりましたので、ただいまから第17回教育委員会の定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が5件、報告が7件となっております。

では、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第58号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第58号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、杉並区立図書館条例の一部が改正されまして、指定管理者制度が導入されることなどに伴い、標記規定の一部について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、数枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第3条の改正でございますが、これは、図書館の事業を条例に規定したことに伴いまして、そのほかの事業を定めるものでございます。

また、次のページへまいりまして、第6条及び第7条の改正は、図書館システムの入れ替えに伴う利用登録制度について定めるものでございまして、図書館利用カードの交付、カードによる貸し出しなどについて規定するものでございます。

また、第10条の改正は、条例に図書館の利用制限を規定したことに伴う規定の整備及び利用制限の方法及び場合について規定するものでございます。

また、第12条から第15条までの改正は、図書館に指定管理者制度を導入する際の方法、基準などについて規定するものでございます。

別表の改正でございますが、図書館資料の個人への貸し出し数、貸し出し期間を改めるものでございまして、図書等の貸し出し冊数を10冊から15冊、また視聴覚資料の貸し出し枚数を2枚から4枚に改めまして、貸し出し期間につきましては、中央図書館長が必要と認める場合には、22日まで延長できることとするものでございます。

施行日でございますけれども、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に2条を加える改正規定及び別表の改正規定は、平成19年3月1日から施行するというようにしてございます。規則の公布は、本日、平成18年12月13日を予定しております。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

大蔵委員 これについては賛成ですが、10冊が15冊になり、2枚が4枚になって非常に便利になることですが、管理面からいいますと、この間新聞に出ておりましたように、本当に利用者のモラルがひどくて、とにかく旅行関係の本は、地図が別とじになっていると、全部地図はなくなっているとか、それから、やたらとにかく線が引いてあるんです。線を引くということは、自分でまた読むんだったら、自分の本に線を引いて重要なところをまた読み直すというのはわかるんですけども、図書館の本に線を引いてもしょうがないと思うんですけども、やたらに線を全部に引いてあるとか、それから切り取りもたくさんあります。だから、今、私は西荻の図書館に行っていますけれども、大部分の週刊誌だとかそういうものは、全部受付のところで借りることになっています。だから、それが増えていくと、もう書架に並べていることが意味がなくなっちゃって、全部とにかく申し出てください、申し出てくださいという紙が張ってあるばかりです。だから、これを直すことを何かしなければならぬいんでしょうかね。

それで、これはたくさん借りていってなくしたら、本来は同じ本を買って入れることになっているんですが、絶版のものが多いものですから、何か聞きましたら、同じ値段の本を買って入れればいいということになっています。非常に貴重なものをなくしたと言って、そして同じ値段のものを買えばいいというのは、それも私はちょっと規則としてはおかしいんじゃないかと思えますけれども。

中央図書館次長 まず、切り取り、それからいろいろな書き込みの状態は、非常に図書館としても憂慮してございまして、昨日なども新聞報道されておる中で、図書館側としても図書館の中でのご利用、あるいは貸し出しをした後のご自宅でのご利用について、書き込み、切り取りなどしないでくださいというようなことを貸し出し期日票などに記載をして、少しでもそのようなことをされないように、図書館としても啓発に努めているところでございます。ただ、いかんせん、図書館員が目の届くところでないところで行われている行為でございしますので、引き続きさまざまな努力をしていきたいと思っています。

それから、先ほどのもう一点の賠償の件でございしますが、基本的には、万が一おなくしになった場合には、同一のものがあれば同じものを弁償していただくということをお願いしてございます。ただ、どうしてもそういうものがない場合には、比較的種類の近いもので金額の近いものということをお願いしてございます。そして、貴重本ということでございしますが、基本的には私どもの貸し出しをする本としては、もちろん高いものの中にはございしますが、そもそも貸し出しをして紛失をしては困るというものは、貸し出しをしないような扱いもしてござい

ますので、その辺は、多少私どもの方も紛失については気をつけているというふうにご理解いただければと思います。

委員長 この議案について、ほかにございませんでしょうか。ございませんか。

では、議案第58号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第58号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第59号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 では、議案第59号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、杉並区立図書館条例の一部が改正されまして、図書館協議会の役割、定数が見直されたことに伴い、標記規定の一部について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらによりご説明を申し上げます。

まず、第2条の改正でございますが、協議会の所掌事項を改めるものでございます。条例の一部改正によりまして、図書館協議会の設置目的を明確にしたことにより、所掌事項についても同様に経営評価その他の図書館政策への関与について定めるものでございます。

また、第3条につきましては、新たに館長の責務を定めるものでございます。

また、第4条の改正は、協議会の組織に区内大学図書館の代表者、図書館利用者団体の代表者及び公募の区民を加えるものでございます。

最終ページでございますが、第9条、これは協議会が関係者の出席を求め、資料の提出を求めることとするという規定でございます。

そのほか、所要の規定の整備を行ったものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日ということとしてございまして、本日、平成18年12月13日に公布を予定してございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

この図書館利用者団体の代表者というのは、具体的にはどういう方を想定していますか。

中央図書館次長 私ども、今想定してございますのは、地域図書館にかかわる活動などをされているNPO団体などを想定してございます。

委員長 区内には、幾つぐらいの団体、今のところカウントされますか。

中央図書館次長 私どもとしては、今2団体ほどが活動をしている、読書活動といいたいでしょうか、そういうような活動をされているところはございますけれども、主に図書館として、具体的にいろいろ関わりたいというふうに、今私どもと常々活動のご相談をしているのは1団体でございます。

委員長 意外と少ないんですね。いろいろ読み比べというか、読んであげるとか、あるいは図書館活動の利用といっても、単なる読書に限らず、いろいろ部屋をお貸しして、そういった方たちも利用者に入るわけですね。だから、実質いらっしゃっているのか、行ってらっしゃるのかもしれませんけれども、もっと多くないとおかしいんじゃないですか。

中央図書館次長 NPO団体ということで今ご答弁申し上げましたけれども、それ以外に今の読み聞かせのお話などで申し上げますと、ボランティアをされている方々がございます。ですから、そういう方々がある程度お集まりになって活動されていれば、そういう方もここで言う利用者団体ということではお話し申し上げることはできると思います。

委員長 では、ほかにございますでしょうか。

では、議案第59号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 特に異議がございませんようですので、議案第59号は原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第3、議案第60号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

同じく庶務課長、よろしく申し上げます。

庶務課長 それでは、議案第60号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例、これの一部が改正され、幼稚園教育職員の給料表が改定されたことに伴い、昇格時の号給調整などについて、標記規定の一部の改正を行うものでございます。

それでは、4枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらによりご説明をさせていただきます。

改正の内容でございますけれども、まず第4条の2というところがございますが、この改正は、

一定の経験年数を有する新規採用職員の号給の調整方法につきまして、整備を図るものでございます。

また、1枚おめくりいただきまして、別表の3、この改正は、幼稚園教育職員の給料表の改定によりまして、昇格時の対応号給を改めるものでございます。

施行日でございますが、平成19年1月1日から施行し、本日、平成18年12月13日に公布する予定でございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

幼稚園の教育職員の給与に関する条例の一部改正というのがあったわけで、それに伴う事務的なことで、特にないとは思いますが。

よろしいですか。

(「はい」の声)

委員長 では、議案第60号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 特にございませんようですので、議案第60号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第4、議案第61号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第61号「杉並区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、先ほどと同様に、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部が改正されたことを受けまして、地域手当の支給割合が改正され、これに伴い標記規程の一部について、必要な改正を行うものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

改正の内容でございますが、条例の第13条第3項に定めます地域手当の給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に対する割合、これを100分の12から100分の13に改めるものでございます。

施行日でございますが、平成19年1月1日から施行し、本日、平成18年12月13日に公布する予定でございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

同じように、条例の一部改正に伴う提案でございます。特にございませんでしょうか。

では、議案第61号は、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第61号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第5、議案第62号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

議案第62号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」、右の議案を提出する。平成18年12月13日。提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安でございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。

次の者を杉並区文化財保護審議会委員に委嘱する。平成18年12月13日付け。

千葉県船橋市前原西七丁目、阿部芳郎。

提案理由でございますけれども、委員の辞任に伴い、新たに委嘱する必要があるというものでございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。ございませんか。

この補充ですけれども、前の方も考古学のご専門だったんですか。

社会教育スポーツ課長 はい、前任が9月28日で辞任しておりますけれども、江坂輝彌会長でございます。前任の会長でございます。考古学が専門でございます。今回も考古学の専門ということになります。

委員長 ほかにございますか。

では、議案第62号は、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案第62号は議案どおり可決いたします。

では、次に日程第6、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「地域運営学校の内定について」のご説明、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、「地域運営学校の内定について」ということで、お手元の資料をご覧ください。

来年度、地域運営学校を拡充していくということで、新たに2校を指定するというので、この間検討を進めてまいりました。

内定校でございますけれども、そちらに記載のとおり、井草中学校及び和田中学校、この2校について、来年度、地域運営学校として指定してまいりたいと考えております。

内定の理由でございますけれども、この間の両校の取り組みを見てきたときに、学校運営協議会の母体となり得る学校を支援する組織、これが既に設置済みまたは年内に設置予定であるということ、それからまた、学校、さらに学校を支援する組織も、地域運営学校への指定について前向きであり、学校と地域の関係も良好であるということから、内定を妥当としたものでございます。その他の学校にも、学校を支援する組織、既に設置していろいろと力をお借りしている学校もございますが、この間の取り組み状況等々見てきたときに、この2校が適切であると判断したところでございます。

なお、今後の予定でございますけれども、資料の一番下に記載のとおり、今月中旬から来月の下旬に向けまして、内定校の学校関係者、地域住民等々へ説明をしてまいります。また、設置に当たりましては、都道府県教育委員会と協議ということがございますので、年が明けまして、東京都教育委員会と協議をしてまいります。また、1月下旬には、指定校の同意を得まして、2月から3月にかけて公募委員等の手続をとり、学校運営協議会の委員を決定をして4月に指定と、このような運びを考えているところでございます。

地域運営学校の内定につきましては、以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

先ほど、東京都教育委員会と協議が必要と言われましたけれども、その裏づけするのはどういったことに基づくわけですか。

庶務課長 ご案内のように、学校運営協議会というのは大きな権限が2つありまして、1つはその教育課程の承認というものと、もう一つは教員人事について、直接その人事権を有する機関に意見が言える。現在、義務教育の区立学校の人事権は、東京都教育委員会にあるということで、事前にこういうことで地域運営学校として指定したいと、都の方もそれを承知の上で、人事の際に地域運営学校からの意見ということで、向こうも配慮するという、そういう趣旨というふうに伺っております。

指定の際の東京都教育委員会への協議でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5第9項に、指定を行おうとする場合の手続きとして規定されております。

委員長 届け出よりも強いんですか。

庶務課長 届け出というより、お断りといいますか。特に杉並区につきましては、現在指定しております4校、これは平成17年度初めて指定をしましたので、16年度に法改正になって、17年度から設置できることになりましたが、その際は、私どもも東京都教育委員会の方もどういう形に

なるかというところは、理解がお互いに不十分でした。そこはいろいろ話をして、共通理解を図ったということでございます。今回は、都内にも現在12校、既に設置されているということで、比較的順調に話は進むものと考えております。

委員長 ほかにございますか。

では、承りました。

次に進みます。続きまして、学校給食関係で「平成19年度学校給食調理業務委託新規実施校について」のご説明、学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から「平成19年度学校給食調理業務委託新規実施校について」ご報告を申し上げます。

給食の委託につきましては、平成13年度の2学期から委託を開始しておりまして、今年度で6年目を迎えたところでございます。今までおかげさまで順調に推移をしているところでございます。今回、平成19年度当初から委託を予定している学校ということでご報告を申し上げます。

まず、新規委託校の学校名でございますけれども、小学校が杉七小、杉八小、四宮小、沓掛小の4校、中学校が宮前中の1校、計5校を予定してございます。今回の5校の委託によりまして、委託の累計が32校、小学校18校、中学校14校ということでございまして、ようやく半分近くになると、そういった状況でございます。

この学校を選定した選定理由でございますけれども、こちらにつきましては、調理職員の状況、あるいは施設設備の整備状況、あるいは栄養士の配置状況、その他学校運営上の課題などを総合的に勘案いたしまして、委託校数と学校は決定したものでございます。これの考え方につきましては、従前と同様の考え方でございます。

2のその他でございますが、(1)実施に向けた準備でございます。まず、今回ご報告いたしました新規委託校では、以下の取り組みを行いますということでございまして、まず、委託業者を決定するという手続でございます。こちらにつきましては、校長会代表、PTA、教育委員会管理職等から成ります学校給食調理業務委託業者選定委員会という組織がございますけれども、こちらで選定した業者の中から、指名競争入札という形で各校ごとに委託業者を決定し、委託契約を締結する予定でございます。通常例年ですと2月中旬ぐらいに入札をかけると、そういった日程でございます。

また、保護者への周知でございますけれども、各新規委託校で保護者に対して説明会、試食会を開催するというところでございまして、まずその前段といたしまして、明後日の12月15日に各校の校長先生、あるいはPTAの代表の方等にお集まりいただきまして、まず最初の説明会を催す予定でございます。その後、年明け1月ぐらいに各校で、保護者の皆様を対象といたしまして説

明会を開催すると、そのような予定でございます。その後例年どおり試食会等を開催する予定でございます。

また、あわせまして、学校給食運営協議会の設置でございますが、こちらも委託校におきまして円滑な給食の運営を図るため、従前どおりでございますけれども、それぞれの委託業者あるいはPTA関係者の皆様でございますけれども、それぞれ新規委託校に運営協議会を従前どおり設置するというところでございます。

また、あわせまして、広報のPRということで広報すぎなみ等を通じまして、十分区民の皆様、保護者の皆様に周知を図ってまいりたいと考えてございます。

また、既委託校の業者の選定でございますけれども、平成18年度までに委託を実施しております学校、27校の委託業者ですが、こちらにつきましては、各学校で評価をしていただいた結果、またこちら杉並区が先ほど申しました業者選定委員会、これらでご審議をいただきました結果を踏まえまして、すべて随意契約により継続方向ということで手続を進めたいと存じます。ただし、既に随意契約によりまして、同一業者との契約を3回更新している7校、資料で括弧書き記載の7校でございます、こちらにつきましては、改めて競争入札を行った上で業者を決定するというところでございます。この辺の段取りにつきましても従前どおりということでございます。

雑駁でございますが、私から以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

大体、スムーズに新規委託校が次々と出てきていますから、特にないのかなと思います。

よろしいですか。

(「はい」の声)

委員長 続きまして、社会教育スポーツ課長関係で3件。「杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会『中間のまとめ』について」、「杉並区体育施設の定例休場日の廃止について」、また「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上3件でございますが、社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それではまず、第1点目「杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会『中間のまとめ』について」ご報告させていただきます。

まず、一番最初の資料ですが、郷土博物館の運営のあり方検討会につきましては、中間のまとめがされました。その検討経過でございますけれども、記載のとおり4回実施しておりまして、今後の予定でございますが、19年3月、来年の3月に最終報告をする予定でございます。

2枚おめくりいただきたいと思っております。一番下にページが入っております。まず、1ページ

目、目次でございますけれども、記載のとおり目次の順序で検討してございます。

2 ページ目でございます。「はじめに」でございますけれども、杉並区立郷土博物館は平成元年に開館いたしまして、それぞれの計画に則って実施してまいりましたが、ここで新たに（仮称）天沼公園の方に分館ができる予定でございます、その検討とあわせて本館も含めた館の運営のあり方について、その方向性を示していく検討をしているものでございます。

2 ページ目の下の方で、ローマ数字のⅡでございますが、「郷土博物館分館の設立・運営に向けて」ということで、分館の方向性としては、過去・現在・未来をつなぐ博物館、区民とともにつくる未完の博物館というような方向性となっております。

3 ページ目をご覧ください。同じく方向性といたしまして、立地を生かしたネットワーク型の博物館、明確なメッセージを発信する博物館というものでございまして、この中で分館の特色といたしましては、記載の3点、主人公は人、杉並区徒歩版「道の駅」、自然と文化に囲まれたオープンスペースでございます、こちらの公園の中に造るもので、そういうような報告になってございます。

それから、3といたしまして「分館の特色を発揮するために」ということで、立地特性を生かした展示を行う、分館の場所が、桃園川の源流ということで、それにまつわる展示、それから、荻窪を中心の文化人、天沼・荻窪には文化人がたくさんいらっしゃったということでございまして、そこにまつわる展示、それからコンピューターやWEBを活用した展示ということで、そういうようなものも考えられているものでございます。それから、区民の多様な関心を取り込む、愛着を生む博物館ということで、自由度の高い施設利用、それから4ページ目でございますが、区民による事業等の開催、子どもに親しまれる事業等の開催、区民がかかわる分館運営、それから文化施設間のネットワークを構築するというものでございます。

5 ページ目をお開きいただきたいと思います。運営体制でございますけれども、求められる専門職員像、それと公園との一体的管理、それから協働運営を推進する体制の整備でございます、記載のとおり方向で中間報告がなされています。

次に、「これからの郷土博物館」、これは分館も含めて、本館も含めたものでございますけれども、記載のとおり地域の博物館として「すぎなみの風土・歴史・未来を学ぶことができる場」ということ等々で運営されてまいりましたけれども、事業実績等を考えた場合、もう少し工夫ができるんじゃないかということの方向が出ております。

それから、6 ページ目の一番下でございますけれども、「残された検討課題」。これは本報告のところでの課題でございますけれども、後世に引き継ぐべき杉並資料の保存と活用のバランス、地域の博物館の評価指標の確立、届けたい区民にきちんと情報が届くPRの工夫、質の高い参画

区民層の発掘及び専門職員との連携・調整、区民と運営主体が共に考え共に進める協働運営体制の整備となっております、これにつきましては、3月までに検討していく予定でございます。

もう1ページお聞きいただきたいと思います。資料といたしまして、あり方検討会の設置要綱、それから資料2、9ページでございますけれども、あり方検討会の委員、それからその右の10ページでございますが検討経過、それから11ページでございますが、これはパソコン等で検索できるようになっておりますけれども、特色のある博物館やミュージアムを表示しているものでございます。

続きまして、「杉並区体育施設の定例休場日の廃止について」ご報告させていただきます。

下高井戸運動場でございますけれども、毎月第3水曜日が休場日となっておりますが、この下高井戸運動場につきましては、18年の4月から人工芝になっております。この人工芝につきまして、今までは休場日で芝生等のメンテナンスを行ってございましたが、実際に使用してまいりまして、人工芝のためメンテナンスそのものがもう必要ないということで、定例休場日を廃止するものでございます。これにつきましては、下高井戸運動場につきましては、下高井戸の区民集会施設と一緒にございまして、その調整等から、19年3月から実施するという予定でございます、できるだけ早く区民の方にお使いいただきたいというものでございます。

次に、3点目でございますけれども、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のご報告でございます。11月分につきましては、新規の後援2件、共催が2件でございます。

まず、1ページ目をお聞きいただきたいと思います。新規の後援でございますが、「むしの会吹奏楽団」ということで、「むしの会吹奏楽団演奏会」が杉並区セッション杉並で行われます。同じく新規の後援でございますが、「東京LD親の会連絡会」の講演会ということで、「どう育てる 読み・書き・算数の苦手な子 うちの子ってLD?」というもので、東京ウィメンズプラザで19年2月に実施予定のものでございます。

次に、もう1枚お聞きいただきたいと思います。2ページでございます。こちらにつきましては、新規の共催が2件ございまして、いずれも家庭学級でございます。1件目につきましては、「『子どもと文化芸術』を考える会INすぎなみ」という団体ございまして、家庭学級「子ども文化地域コーディネーター講座2006」でございます。もう一件につきましては、NPO法人プランニング∞遊が実施いたします家庭学級「妊婦のためのマタニティ・セルフケア&ポールエクササイズ教室」でございます。

以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では1つずつ、ご質問、ご意見お願いしたいと思いますが、最初に「杉並区立郷土博物館の運

営のあり方検討会『中間のまとめ』について」ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。
何かございませんか。

9 ページ目に関わった人の委員名が書いてありますけれども、会長、副会長というのはどなたですか。

社会教育スポーツ課長 林光さんが会長でございます。

委員長 副会長は。

社会教育スポーツ課長 東島さんでございます。

委員長 ございませんか。

なかなかよく検討されていて、わかりやすいし、また次のターゲットというか今後のターゲット、主体含めてよく書いてあると思うんですね。この残された検討課題、またクリアしていくのは大変だと思いますけれども、よろしくをお願いいたします。先ほどのご説明だと、これを中心に最終報告を作っていくという格好ですね。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにごございませんか。

では、次に「杉並区体育施設の定例休場日の廃止について」ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。これについては、クリアに廃止の目的が入っているからよくわかります。よろしくお願ひいたします。

「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」これについてはいかがでございますか。

よろしいですか。

ご議論なさそうですので、次に進みます。ありがとうございました。

では、6 番目の「(仮称)高円寺図書館サービスコーナーの開設について」図書館次長、お願いいたします。

中央図書館次長 私の方から、「(仮称)高円寺図書館サービスコーナーの開設について」ご報告申し上げます。

こちらは、高円寺地域で現在2館を予定してございますが、現在1館の高円寺図書館しかございませんので、未整備地域ということで、そちらを補い、サービス機能を充実するために、新たにサービスコーナーを設けるものでございます。

場所につきましては、高円寺駅前事務所ということで、高円寺駅前に現在建設中でございますホテルメッツ高円寺の3階に、高円寺駅前事務所が設置される予定でございますので、そちらで取り扱いをする予定でございます。別紙で場所をお示ししてございますのでご覧いただければと思います。上の方は配置図でございまして、駅が中央にありまして、その北側にホテルメッツ高

円寺というのが現在建設中でございます。そちらの中の断面図をご覧くださいますと、鉄道が走っている横に建設されますビルの3階部分が高円寺駅前事務所の予定でございます。そして、こちらの駅前事務所の構造は、平面図としまして裏面の方に3階の平面図をお示ししてございます。中ほどにサービスコーナーのカウンターが太字でくくってございます。向かって左側が、お客様がおいでになられるところございまして、そちらの方に蔵書の端末機も置く予定でございます。

また、1枚目にお戻りいただきまして、今お示しいたしました場所に高円寺駅前事務所がきますので、そちらの方で高円寺図書サービスコーナーを設けさせていただきます。こちらの取り扱い業務につきましては、図書館の図書について、リクエストの図書の貸し出し、あるいはそれを返却していただく、それからご利用の登録などをできるようにいたしますが、蔵書などにつきましては、こちらに置かないということになりますので、取り次ぎが専門の業務になります。

運営につきましては、基本的には駅前事務所の取り扱い時間に合わせて取り扱わせていただきますので、一般の図書館の開業時間より早く、8時30分からの開業と同時に取り扱わせていただく予定でございます。そのほか、時間、休務日等は記載のとおりでございます。また、窓口では、お客様に対して、駅前事務所の職員がお取り扱いをするという予定でございます。

設備ですが、ご利用者向けの蔵書検索端末機は、お客様の方のフロアーに設置をいたしまして、そのほか端末機などを置く予定でございます。また、返却ポストにつきましては、こちらの事務所が閉まった後にご利用しやすいように1階の方に置きまして、駅のご利用者の方が便利にお使いできるように設置をする予定でございます。

開業時期は、来年の5月中旬を予定してございまして、駅前事務所の開業と同時に取り扱いをさせていただきます。周知につきましては、広報等を使いまして、駅前事務所と同じようにPRをさせていただきます。予定でございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 はい、わかりました。では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 リクエストはインターネットでできるんですか。

中央図書館次長 こちらのサービスコーナーで扱う図書につきましても、インターネットからリクエストをお受けいたしまして、こちらのコーナーの方へ受け取りにおいでいただくということで、お貸し出しする予定でございます。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。ほかにございませんようでしたら承ったことにいたします。

では、最後に7番目、「エコスクール化検討懇談会の設置について」の説明を学校適正配置担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長 では、お手元の「エコスクール化検討懇談会の設置について」、報告させていただきます。

学校施設のエコスクール化につきましては、これまで昨年まとめました「風とみどりの施設づくり」に沿って「みどり」を中心に進めてきたところでございます。またさらに、これから徹底したエコスクール化を実現するために、この「風とみどりの施設づくり」ではまだ検討が十分ではございませんでしたいわゆる地中熱や地下水などの自然エネルギーの活用や断熱化等、省エネルギー施設づくりに向けて、以下のとおり懇談会を設置して進めたいと考えております。

検討懇談会の設置でございますが、環境計画についての専門知識・学識を有する方と、それから我々職員で構成します「エコスクール化検討懇談会」を設置して進めたいというふうに考えております。

懇談会委員の構成でございますが、学識経験者3名、計画実務者2名、それと我々行政でございます。事務局は、これは校舎改築を担当してございます学校適正配置担当、それから具体的に計画をしております政策経営部営繕課。また現在、統合新校と松溪中学校の基本設計をやっておりますが、この受託設計事務所というふうにしてございます。

そこでまとめりました内容につきましての実現の方法でございますが、改築校につきましては、現在進められている改築検討協議会に結果を報告いたしまして、基本設計に反映させたい。また、現在実施設計中の荻窪小学校でございますが、可能な限り内容を調整の上、設計に盛り込みたいというふうに考えております。

既存校の扱いでございますが、現在、方南小学校、高井戸小学校はもう既に着工中でございます。制約がございますので、付加できるものがあれば、この内容のうち省エネ・省資源型の強化を図りたいというふうに考えております。また、その他の小中学校でございますが、これはもう建物の構造体についての変更は困難でございますので、検討した内容のうち緑化・断熱等の省エネ・省資源型改修に努めたいというふうに考えております。その実現に当たりましては、年次計画を組みながら、実施計画の中で順次明らかにしていきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますが、懇談会を設置し、1月に中間のまとめを行い、3月に報告をしたいというふうに考えてございます。

添付してございますのは、設置要綱でございますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

「従来より課題となっていた地中熱や地下水など自然エネルギーの活用や」とあるんだけど

も、その地中熱とか地下水などの自然エネルギーの活用というものも、課題として上がっていたんですか。

学校適正配置担当課長 この「風とみどりの施設づくり」の中身は、いろいろな項目を載せてございました。壁面緑化や屋上緑化にとどまらず、こういったクールチューブといったような内容でもつけておりましたが、いわゆるくいの中にチューブを通して地中の熱をそこでくみ上げて、熱交換して噴き出すといったようなものが、実験段階から若干実用段階に移りつつございます。こういったものが活用できるかどうか、こういったものを使って極力環境負荷の低減を図りたいというふうに考えております。それが活用できるかどうか、そういったものを検討したいということでございます。

委員長 かなり構想的な部分、日本だとあるんですよね。それで、アメリカあたりだと実用化しているんですけども、だから、そういった具体例というのをもう実際何十万個とつくっているわけだから、早くそういった文献の勉強をやって、それで実用化の方へ持っていけたらなというふうには思うんです。

それからあと、今までもそうだったんですけども、地球環境に配慮したというふうによく書かれるんですけども、それよりもヒートアイランドの軽減という方が大きいんですよね。私ども、この一番上に書いてある委員の梅干野さんも若手のホープなだけですけども、ヒートアイランドポテンシャルということを彼も一生懸命やっているのだけですけども、歴史としてやっぱり正面から取り組んでいるのがここ80年ぐらいかな。だけれども、そういったことが問題だよと言われて出してからもう300年ぐらい経っているわけなんで、それで、地球環境という問題が出てきて、両方混合したような形態になっているわけなだけですけども、もともとヒートアイランドの方が先に研究というのは実績積みまれてきたものなんです。なおかつ、東京の場合だとヒートアイランドというのが加速度的に今100年で3度ぐらい上がってきて、世界に類を見ないそういう上昇率になっているから、東京都も本格的にそれを取り上げていこうというふうに考えて、課題が整理され始めてきているわけですよね。だから、要綱のところにも「地球環境に配慮した」と書いているけれども、ヒートアイランドというのを必ず入れておいた方がいいと思うんです。

よく、地球環境というと、実生活からほど遠いものというふうに認識するんですよね。それで寝苦しいということを皆さん知っているから、ヒートアイランドというと、いろんな都民の方としゃべっていて、そっちの方が大事だというふうに必ず言うてくださるんです。そういったことも含めてです。

大蔵委員 この懇談会の設置についてはありませんけれども、エコスクールについて、私はちょっと学校の先生に聞いたことを言っておきたいと思いますが、壁面緑化についてです。芝生は

とっても皆さん歓迎しているんです。手間はかかりますけれども、非常にいいと。しかし、壁面緑化については、窓が開けにくいとか、それから暗くなるとか、虫がつくこともあるとか、それで気温についてもそれほど差があるわけではないと。ただ、それを言うと、いろいろと教育委員会に言うと叱られたり、いろいろほかのことで具合が悪いんじゃないかといって、非常に遠慮をしている先生方がいるんです。だから、そういうことも考えてぜひやっていただきたいと思えます。

教育長 その点ですけれども、ご指摘のとおりで、外から見て緑に覆われていて快適そうに見えるのと、中にいる人間が実際に快適であるかということについては、やはりデータに基づいて測定をしていく必要があるかと思うんです。例えば今、ある都立の農芸系の高校でやっている壁面の緑にマイクロミストを吹きかけて、その気化熱、葉っぱからの蒸散作用とか気化熱を使って気温を下げるといふ装置なんかも考え出されていて、そのマイクロミストのための水は雨水を利用する。循環型、省エネ型の装置という、そんなことも考えていく中で、実際に緑で太陽熱を遮り、なおかつ気化熱で気温が若干下がり、そこに風が通ってさわやかに感じるといったそんなものも今後きちっと考えていかないと、ただお題目だけでできるわけじゃありませんので、当然検討していく必要があると思っています。

大蔵委員 何か窓の方まで伸びてきた木を、必ずしも枝を切るとか、そう簡単ではないらしいんですね。だから、結構面倒くさいということのようでした。

委員長 台湾の台北の小中学校、かなり普及しておりますよね。やはり維持管理の問題が大きいんじゃないかという気がいたします。だから、台北の小中学校を見るときれいに形どられているし、日本だとまだあちこち伸び放題になっていたり、楽しんで見ていけばいいんでしょうけれども、今後の課題というものも提起されているから、そういったことを考えながらやっていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、エコスクールという言葉なんですけれども、もともとヨーロッパでそういうエコスクールコンテストというのが、フランスとかイギリスとか最近だとドイツも入ってやっているわけなんですけど、前のレポートにも「風とみどりの施設づくり」ですか、あれにも書いてあったんですけども、こういう子どもたちの生活も含めて、教員もそうですけれども、どうあるべきかと。だから、こういったハードなことだけではなくて、その生活部分というのをどういうふうにしたらいいか。また、ドイツの学校だと、入学するときに学用品がそういうエコ志向というのになっているかどうかという、そういうチェックまで入れたり、あるいは推奨したり、こういった学用品にきなさいとか、そこまで行き渡っているわけだから、これは学校適正配置担当のことじゃないんだけど、また、教育委員会全体でエコスクールというものを推進していく際には、欠

かすことができないと思うので、今後段階的に検討されていったらいいと思うんです。区内の学校のエコスクール化というのは、本来的なものにするためにどういうふうな部分を気をつけていけばいいのか、またその評価をどういうふうにしたらいいのかとか、課題はたくさんあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、よろしいですか。

では、以上で報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程、すべて終了いたしました。

庶務課長、ほかにございましたらお願ひします。

庶務課長 それでは、次回の日程でございますけれども、今月、12月27日水曜日の定例会につきましては、特に緊急の案件がなければ休会とさせていただきたいと考えております。したがって、次回は年が明けまして、1月10日水曜日の午後2時から定例会を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 では、以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。